

北広島町公共施設等 総合管理計画

平成 28 年 3 月策定
令和5年3月改訂

北 広 島 町

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
1. 公共施設等総合管理計画の目的	
2. 計画の位置付け	
3. 計画の対象範囲	
4. 計画期間	
第 2 章 現在までの取組状況	2
1. 施設保有量	
2. 現状や課題に関する基本的認識	
3. 施設保有量の推移	
4. 有形固定資産減価償却率の推移	
第 3 章 維持管理・更新等に係る経費	11
1. 現在要している維持管理経費	
2. 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	
3. 個別施設計画に沿った施設運用を行った場合の見込み	
4. 対策の効果額	
第 4 章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ..	13
1. 点検・診断の方針	
2. 維持管理・更新等の実施方針	
3. 安全確保の実施方針	
4. 耐震化の実施方針	
5. 長寿命化の実施方針	
6. ユニバーサルデザイン化の推進方針	
7. 脱炭素化の推進方針	
8. 統合や廃止の推進方針	
9. 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針	
第 5 章 計画の推進に向けて	16
1. 数値目標	
2. 地方公会計(固定資産台帳)の活用	
3. 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	
4. 広域連携	

<参考資料>用語解説

第1章 計画策定の背景と目的

1. 公共施設等総合管理計画の目的

全国的に公共施設の多くは高度経済成長とともに集中的に整備され、近い将来、これらを一斉に更新する時期を迎えることとなります。本町においても例外ではなく、多様な行政需要に対応するため、旧町時代から多くの公共施設を整備してきました。

少子高齢化社会の進展や急速な人口減少を迎える中、公共施設等は、整備後の経過年数から今後、急速に老朽化することが予測され、現状の公共施設を更新・維持していくためには年間約40億円、インフラ資産を含めると年間約73億円もの費用が必要と見込まれます。今後、厳しい財政状況が見込まれる中で、必要性の高い公共施設についても維持できなくなることが懸念されます。このため、本計画ではまず、本町の公共施設等の実態を把握し、その実態を公表することで、町民と行政が課題を共有し、長期的な視点に立ち、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの方策を計画的に進めていくための、第2期の計画です。

また、全庁を挙げて財政負担の軽減、平準化及び最適な公共施設の配置を実現するため、本計画を北広島町が所有する公共施設等の管理の基本方針として定めます。

2. 計画の位置付け

国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されました。これを受けて、平成26年4月の総務大臣通知において地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)を策定するよう要請がありました。また総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号通知)が発令され、個別施設計画をふまえた見直しが求められています。

以上の国の動向を踏まえ、総務省の要請における公共施設等総合管理計画として、本計画を位置付けています。今回の令和4年度の改定では、新たな総務省の要請における見直し事項を踏まえ、平成27年度本計画策定後のこれまでの取組や状況の変化等を反映し、過去に行った対策の実績・施設保有量の推移及び有形固定資産減価償却率の推移を追加しています。

3. 計画の対象範囲

本計画は公共施設、インフラ資産を含むすべての公有財産を対象とし、公共施設等の維持管理に係る北広島町の指針とします。

4. 計画期間

本計画を策定した平成28年度から、令和22年度までの25年間とします。なお、本計画は随時見直しを行い、この改定版は令和4年度に第2期として見直しを行ったものです。

第2章 現在までの取組状況

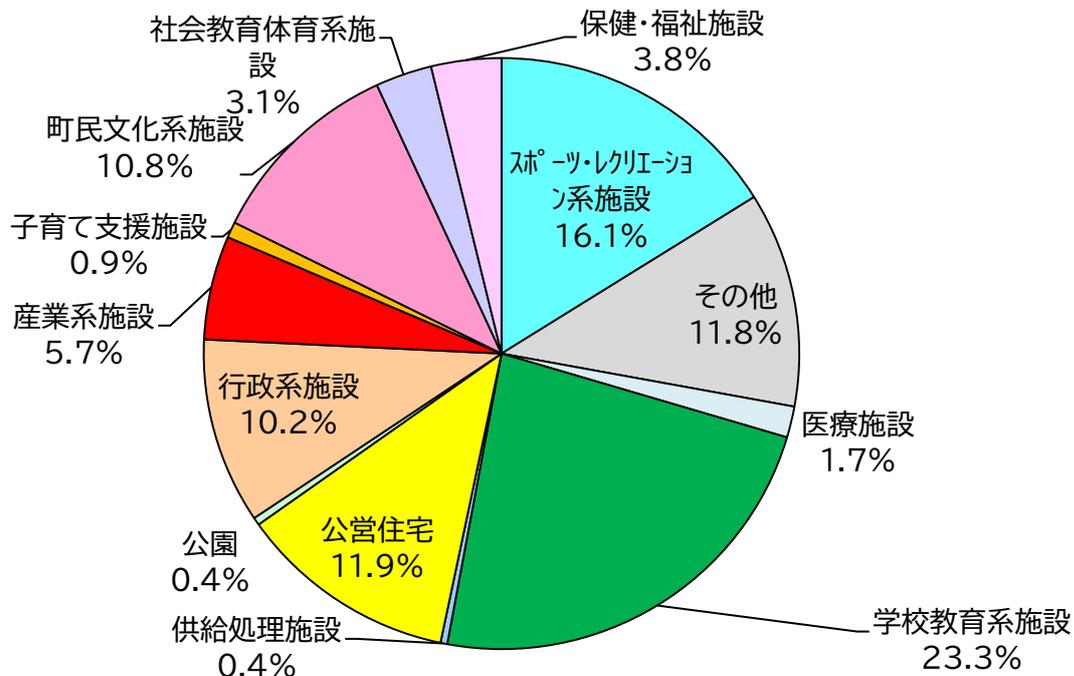
1.施設保有量

本町における令和3年度末の公共施設の保有量です。

(1)公共施設

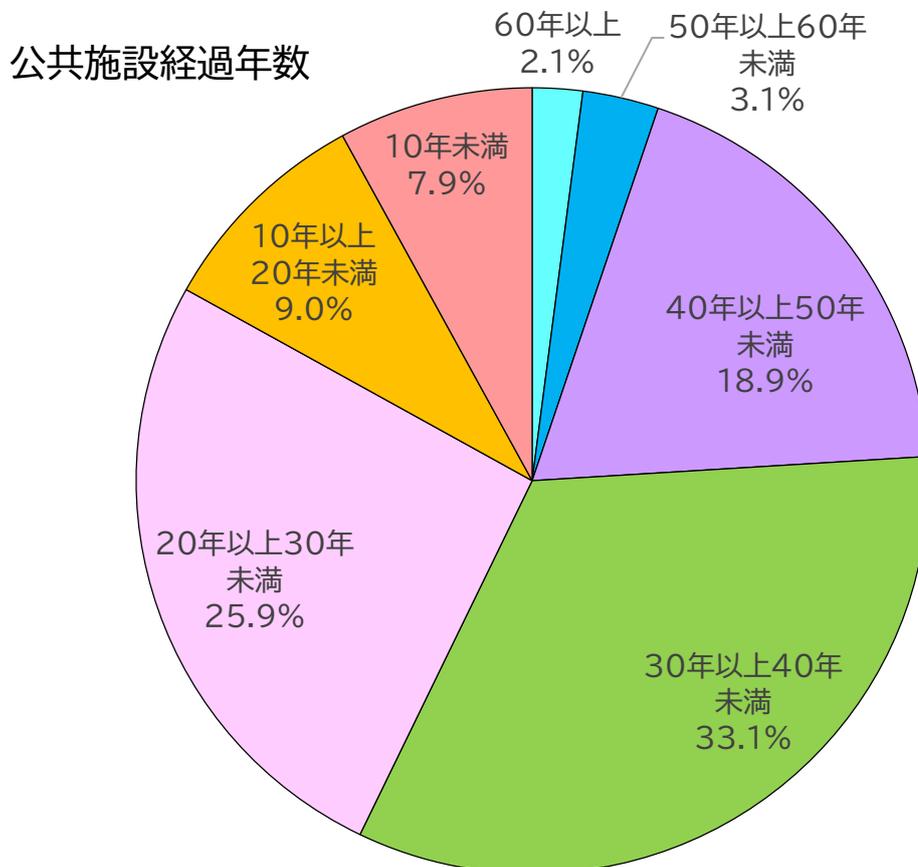
大分類	中分類	例示	施設数	延床面積(m ²)		
				行政財産	普通財産	計
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館・サッカー場・野球場	28	20,534		33,096
	レクリエーション施設・観光施設	交流施設・キャンプ場	22	4,091		
	保養施設	宿泊研修施設・温泉施設	17	8,471		
	その他	火葬場等	55	2,045	22,108	
医療施設	医療施設	診療所	2	3,495		3,495
学校教育系施設	その他教育施設	給食施設・教員住宅・寄宿舎	17	1,531	467	47,936
	学校	小学校・中学校	62	42,007	3,931	
供給処理施設	供給処理施設	し尿処理場	3	757		757
公営住宅	公営住宅	町営住宅等	70	24,430		24,430
公園	公園	便所・倉庫・東屋	18	862		862
行政系施設	その他行政系施設	倉庫・事務所	3	1,687		20,868
	消防施設	消防署施設・消防団施設	55	6,406		
	庁舎等	庁舎・局舎	11	12,775		
産業系施設	産業系施設	共同作業所・産直販売施設	46	10,749	918	11,667
子育て支援施設	幼児・児童施設	子育て支援センター	1	170		1,779
	保育施設	保育所	7	1,197	412	
町民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター	53	20,969	120	22,221
	文化施設	ホール	1	1,132		
社会教育体育系施設	図書館	図書館	2	1,313		6,296
	博物館等	博物館・郷土資料館	24	4,983		
保健・福祉施設	その他社会福祉施設	福祉センター	2	821		7,812
	高齢者福祉施設	小規模老人ホーム	2	1,102		
	児童福祉施設	児童館等	3	1,035		
	障害者福祉施設	障害者支援センター	1	398		
	保健施設	保健センター	9	4,456		
			514	177,416	27,956	205,372
				86.4%	13.6%	

公共施設の延床面積割合



(公共施設マネジメントシステムより算出)

本町は514施設、総延べ床面積は205,372㎡の公共施設を保有しており、その内学校教育系施設が23.3%を占めています。また経過年数においては築30年を超えるものが約6割を占めており、公共施設の更新について、施設のあり方も含めて検討を行い、計画的な対応が必要な状況です。



(公共施設マネジメントシステムより算出)

ア スポーツ・レクリエーション系施設

施設分類	方針
スポーツ施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、小規模なものについては利用状況等を考慮し地元へ移譲を進めていきます。なお、プールについては旧町地域ごとに集約していきます。
レクリエーション施設・観光施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、利用実態が無いものもあり、目的や必要性を精査し、除却・転用を図ります。
保養施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

イ 医療施設

施設分類	方針
医療施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、今後の人口推移を考慮しながら、目的や必要性、規模について整理していきます。

ウ 学校教育系施設

施設分類	方針
学校	「第2次北広島町義務教育振興基本計画」に基づき、学校の適正規模、適正配置を推進するとともに、「北広島町学校施設長寿命化計画に沿って、計画的な整備を進めます。
その他教育施設	老朽化の進んだ給食センター及び給食調理場の統合を進めます。その他の施設においても計画的な整備を行うとともに、必要に応じ機能の見直しを行います。

エ 供給処理施設

施設分類	方針
供給処理施設	緑清苑については、建設後すでに45年を経過しており、耐震性も無いことから廃止・解体することとしている。緑清苑に代わる新たな施設については、下水投入する方向で、現在検討を進めている。

オ 公営住宅

施設分類	方針
公営住宅	「北広島町公営住宅長寿命化計画」に基づき計画的な維持管理を行っていきます。

カ 公園

施設分類	方針
公園	引き続きその機能を維持するものですが、利用状況により和式便器については洋式化を検討していきます。

キ 行政系施設

施設分類	方針
庁舎等	適切に維持管理し長寿命化を図りますが、機能を集約化できるものは集約し、余剰スペースに他の施設の機能移転を行うなど、有効活用を図っていきます。また、同一年度に更新が集中しないよう、優先度の高いものを早期に更新します。
消防施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、消防本部本署については、耐震性の不足、また著しい老朽化のため、更新する必要があります。今後の人口推移を考慮しながら、必要な性能、規模について検討していきます。
その他行政系施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

ク 産業系施設

施設分類	方針
産業系施設	引き続きその機能を維持するものですが、利用者が限定される施設等、公共性が低いと判断されるものは、地元運営団体へ譲渡を進めていきます。

ケ 子育て支援施設

施設分類	方針
幼児・児童施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
保育施設	「北広島町保育施設適正配置基本方針」により、3か所の保育所の廃止を実施しました。引き続き必要な規模等を検討していきます。

コ 町民文化系施設

施設分類	方針
集会施設	適切な維持管理による長寿命化を図ることを第一としながらも、管理運営が地域にとって最も利用しやすく、更なる利用促進につながる方策を地域において検討してもらう様に促す必要があります。その上で、規模の適正化、必要な機能の見直し、必要に応じた施設の集約化、地元への施設譲渡等の方向を検討します。
文化施設	耐震性を確保した上、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

サ 社会体育系施設

施設分類	方針
図書館	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
博物館等	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

シ 保健・福祉系施設

施設分類	方針
高齢者福祉施設	将来的には、指定管理者に譲渡するよう検討していきます。
児童福祉施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
障害者福祉施設	将来的には、指定管理者に譲渡するよう検討していきます。
保健施設	余剰スペースに、他の施設の機能移転を行う等、有効活用を図るとともに、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
その他社会福祉施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

ス その他

施設分類	方針
その他	利用実態が無い施設については、除却を進めていきます。現在貸付を行っている施設については、貸与している法人等に譲渡を進めていきます。その他の施設については適切に維持管理し長寿命化を図っていきます。

平成28年度の計画策定時の公共施設保有量と比較すると、9,114.33 m²(4.4%)減少しています。

(2)インフラ資産関係

町道は総延長867,072m(実延長846,924m)・1,427路線、橋りょうは656橋を保有しています。

上水道の管渠延長は簡易水道を含め、導水管5,393m・送水管 23,386m・配水管290,769m、合計319,548mを保有しており、下水道の管渠延長については農業集落排水分を含め、合計266,900mを保有しています。

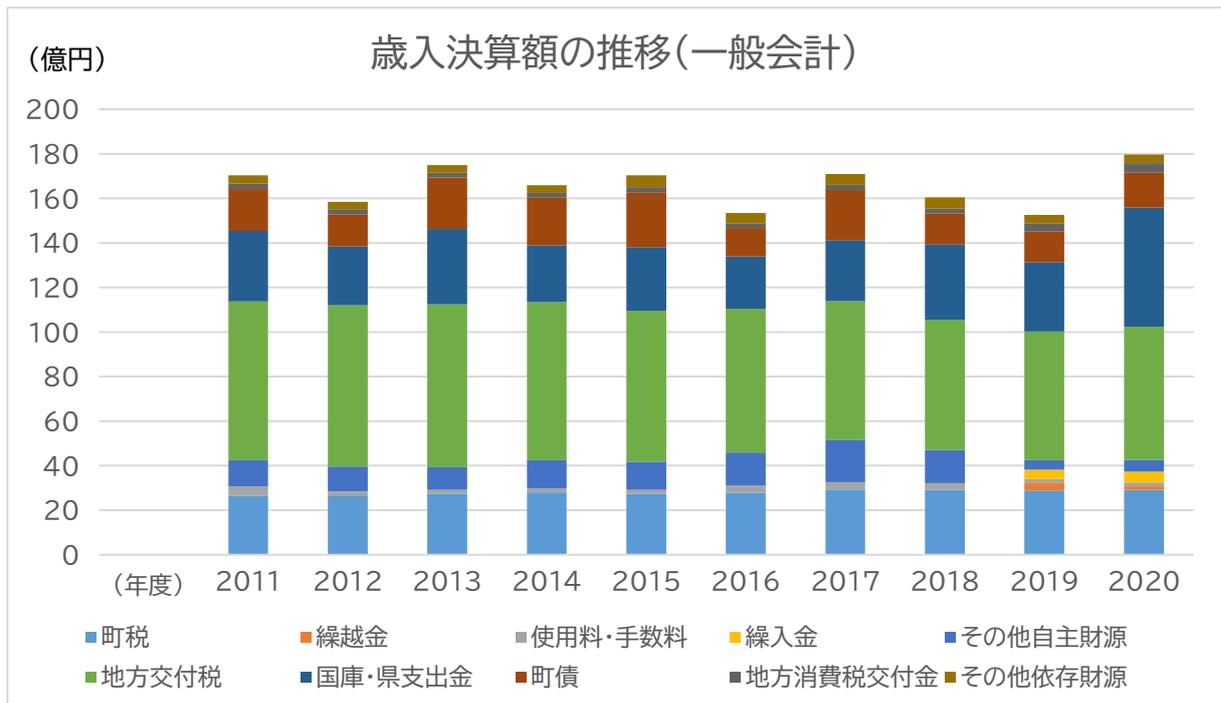
法定耐用年数は、道路舗装が10年、橋りょう60年、上水道の管渠40年、下水道の管渠50年とされており、これら膨大な資産の更新を限られた財源の中で対応していくためには、計画的な予防保全による長寿命化など、適切な維持管理を図る必要があります。

2.現状や課題に関する基本的認識

(1)公共施設等の維持管理・更新についての充当可能な財源の見込み

ア 歳入

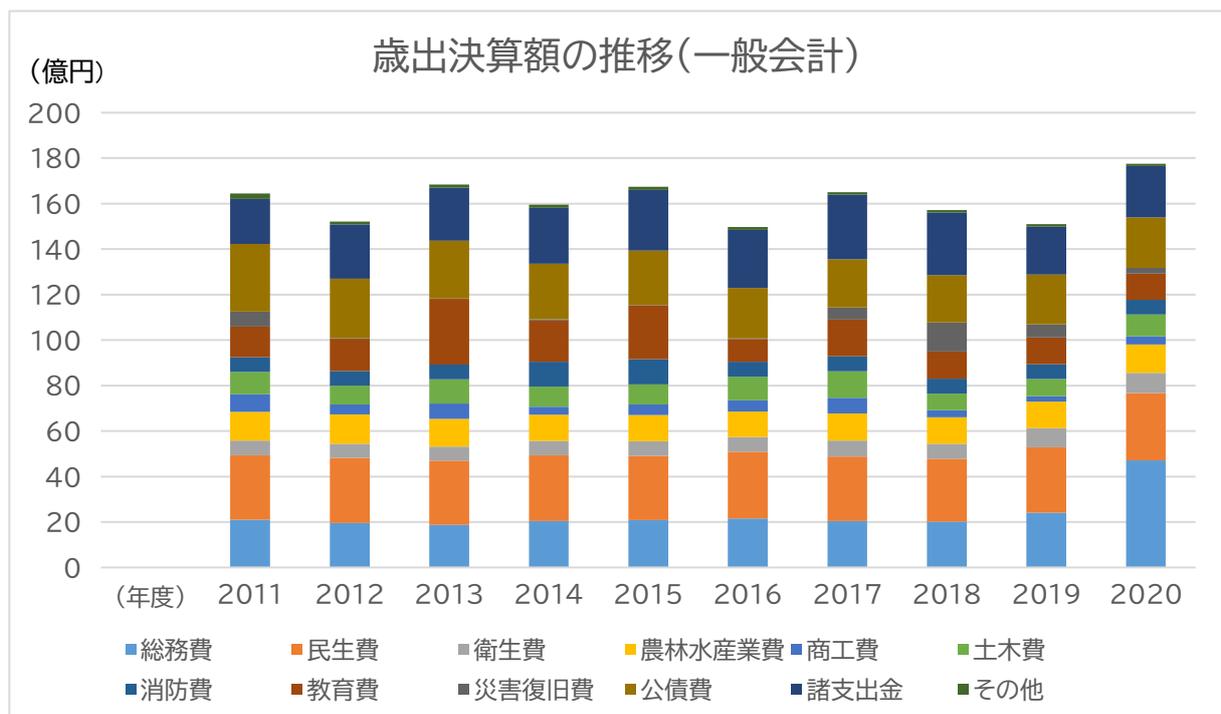
歳入決算額は160億円前後で推移しています。主な自主財源である町税収入については、概ね30億円程度で推移しています。令和2年度の決算においては、実質公債費比率14.4%(早期健全化基準25%)ですが、16億円弱は町債に頼っています。依然として国・県支出金や地方交付税などの依存財源が歳入の多くを占めているため、対策が必要と考えられます。しかし今後も少子高齢化や人口減少により自主財源の増収は見込まれず、収入不足が続くことが懸念されます。



(決算資料(広報)より抜粋)

イ 歳出

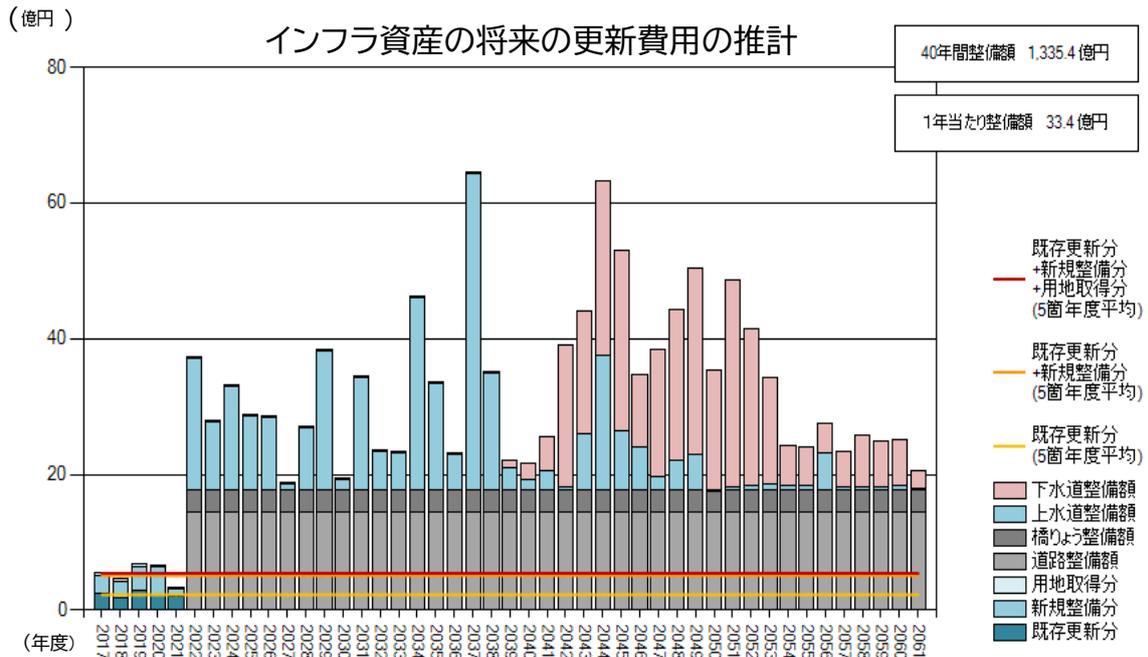
歳出決算額も160億円前後で推移しています。事後保全的な支出ですが、毎年3～6億円程度は施設の維持補修費に充てています。システムから算出された LCC によると、公共施設の維持補修費は毎年40億円が必要とされていますので、大きく不足しているのが現状です。今後の見込みも少子化対策や労働人口に含まれない高齢者の増加などにより扶助費の増加が予想されます。



(決算資料(広報)より抜粋)

財政はひっ迫しており、施設の維持管理・長寿命化・更新・解体に支出できる費用は予算化できていません。現在においては、壊れた施設を随時修繕するという事後保全で施設を維持しています。今後も公共施設のための予算の増加は見込めないため、今ある公共施設をすべて所有・更新していくことは不可能であることから、長期的な視点に立ち総合的に施設のあり方について検討を行い、費用の縮減を図っていく必要があります。主に維持が難しい公共施設を次々に減らすことが、町の急務となっています。

(2)インフラ資産の将来の更新費用

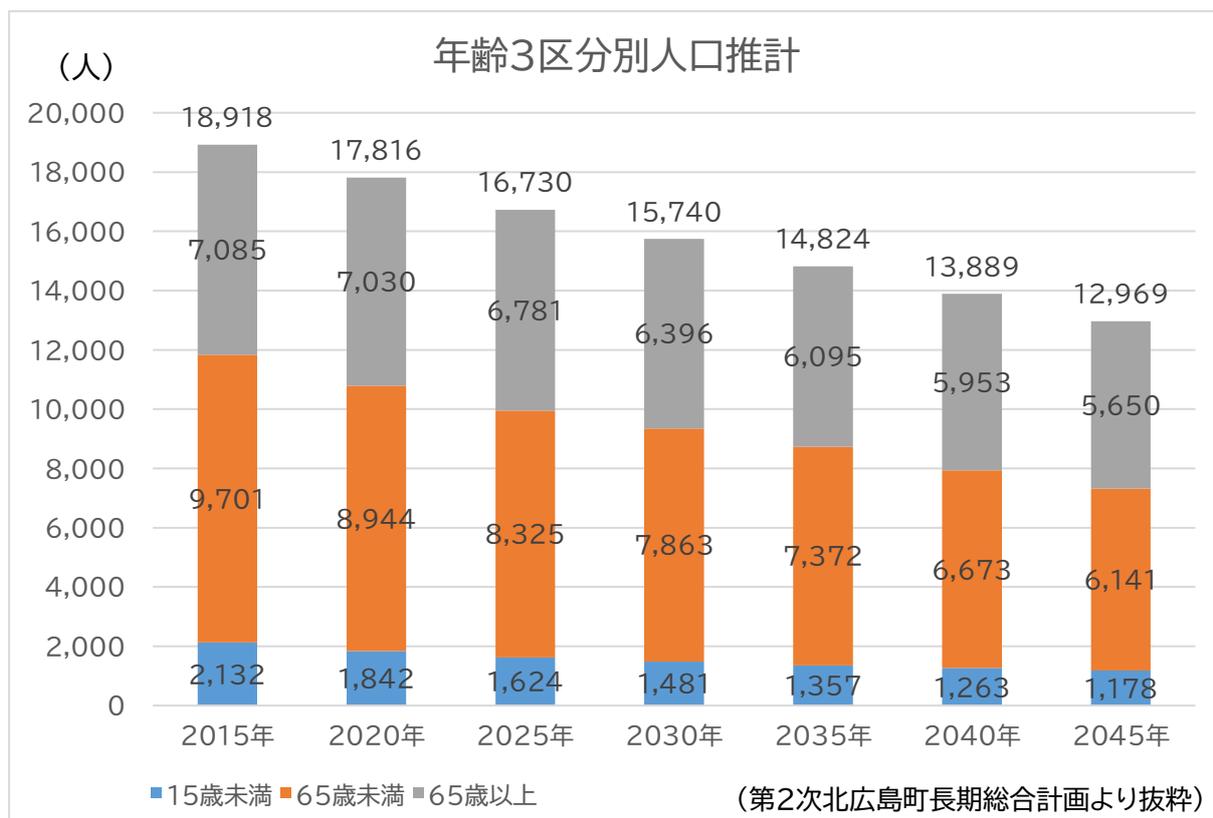


本町が所有するインフラ資産を一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて試算したところ、今後40年間のインフラ資産の更新費用は総額で1,335.4億円、年平均約33.4億円必要と見込まれます。

これは過去5年間のインフラ資産に対する投資的経費の年平均約5.45億円に対し6倍以上の額であり、今の予算規模を仮に維持できたとしても、毎年約28億円が不足するものです。

このため、インフラ資産についても長寿命化などの個別施設計画により、計画的な予防保全や更新を検討していく必要があります。

(3) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

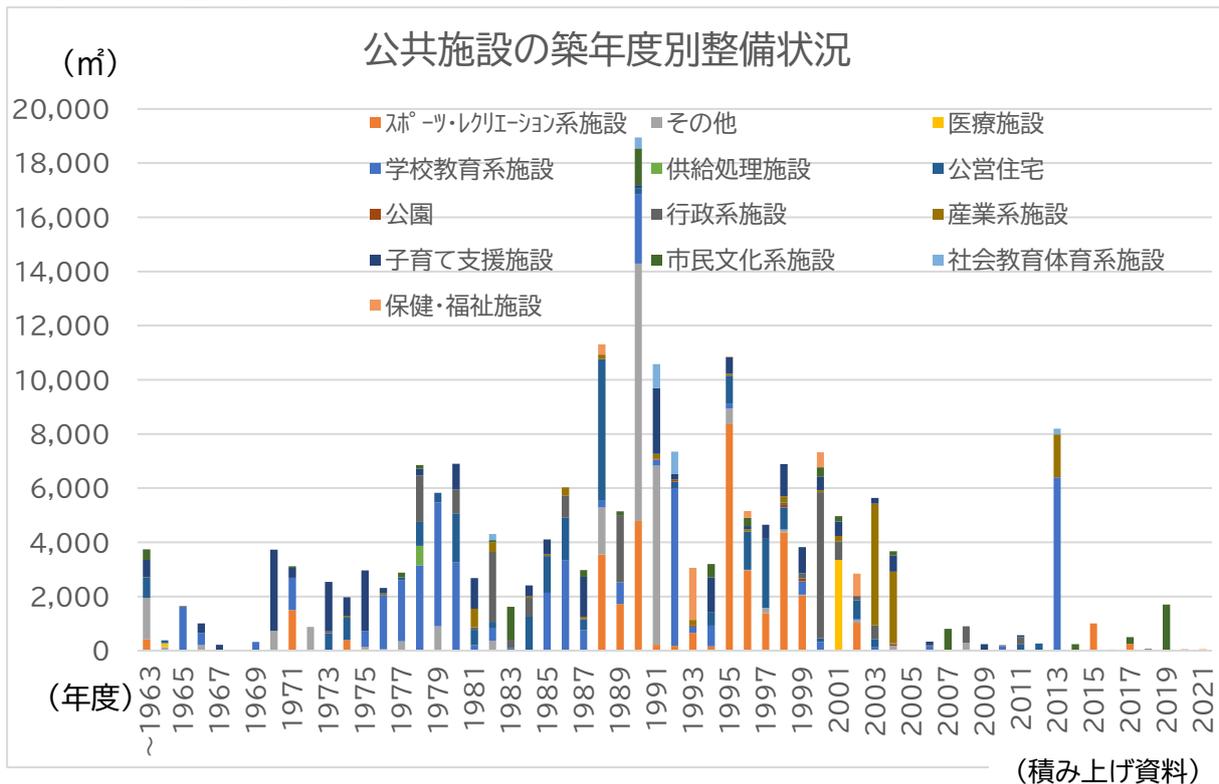


合併時(2005年)には、21,596人だった人口も、本計画策定時には19,369人へ、今回の改定時には17,624人まで減少しています。今後も日本の人口が減少を続ける様に、本町でも人口は減少傾向となる見込みです。

(4) 公共施設等の数量等が適正規模にあるかの検討

町民一人当りの公共施設延べ床面積は、11.6㎡で自治体人口17.5～20千人の平均5.94㎡に比べて約2倍の床面積を所有しています。これは町としては中国地方最大の面積(646.20km²)をもつ過疎の中山間地であることも一つの要因として考えられます。しかしながら、財政計画における公共施設の老朽化対策に充当できる財源を考慮すると、現在の公共施設の延べ床面積205,372㎡を約50%程度に削減しなければ、公共施設に係る維持補修の費用も賄えません。このため、財政計画における投資的経費の見直しを行うとともに、2040年度(令和22年度)までに公共施設の総延べ床面積の30%を削減します。

3. 施設保有量の推移



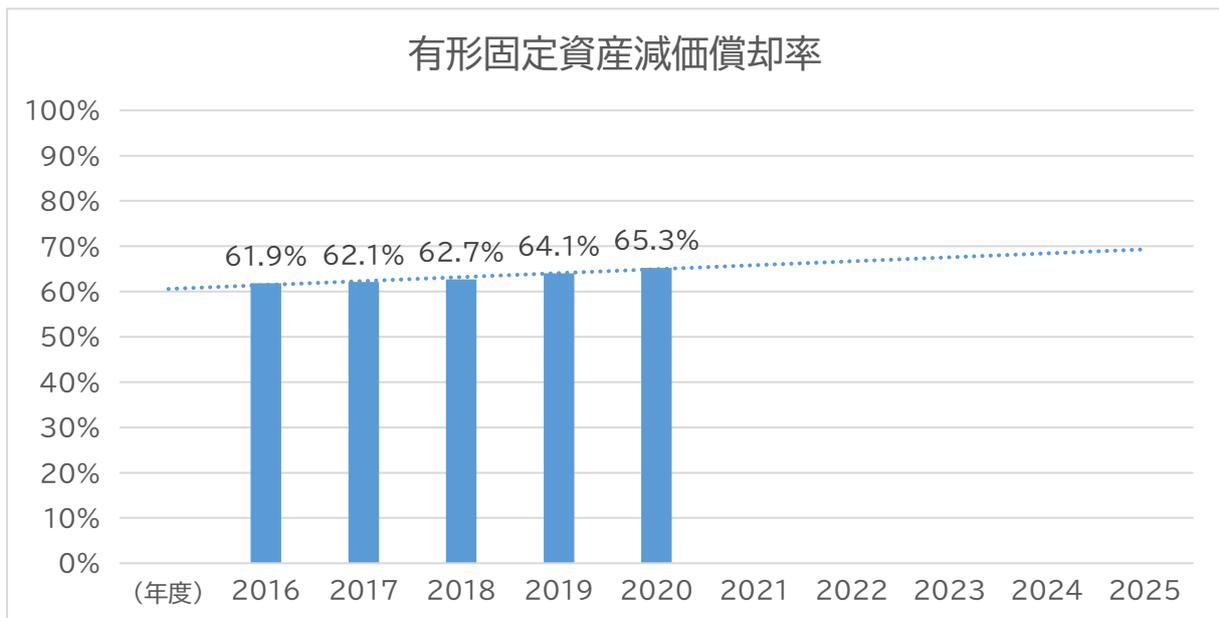
建物系公共施設に関しては、一定規模の改修工事等を計画的に実施し、耐用年数の短い設備機器などを定期的に交換することにより品質を向上させ、施設の長寿命化を図ります。また、役目を終えた施設については、耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装や設備等を改修し、用途を変更して再利用可能を目指します。これらにより財政負担の軽減を可能にします。

インフラ設備に関しては、更新時に耐久性の高い材料等を積極的に採用する方法や、「長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全型管理を取り入れ計画的に修繕を行うことで品質を向上させ、施設利用者の安全性を確保しながら、物理的に使用可能な期間を延ばすことによって、財政負担を軽減すると同時に投資の平準化を図ります。

4. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率(%)とは、有形固定資産のうち、年数経過により資産価値が減少していく建築物など(償却資産)の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出したもので、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体として把握することができる指標です。

この指標が高いほど、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)において定められた耐用年数が迫っていることを示しており、経年劣化による今後の補修などの必要性があると予想されます。

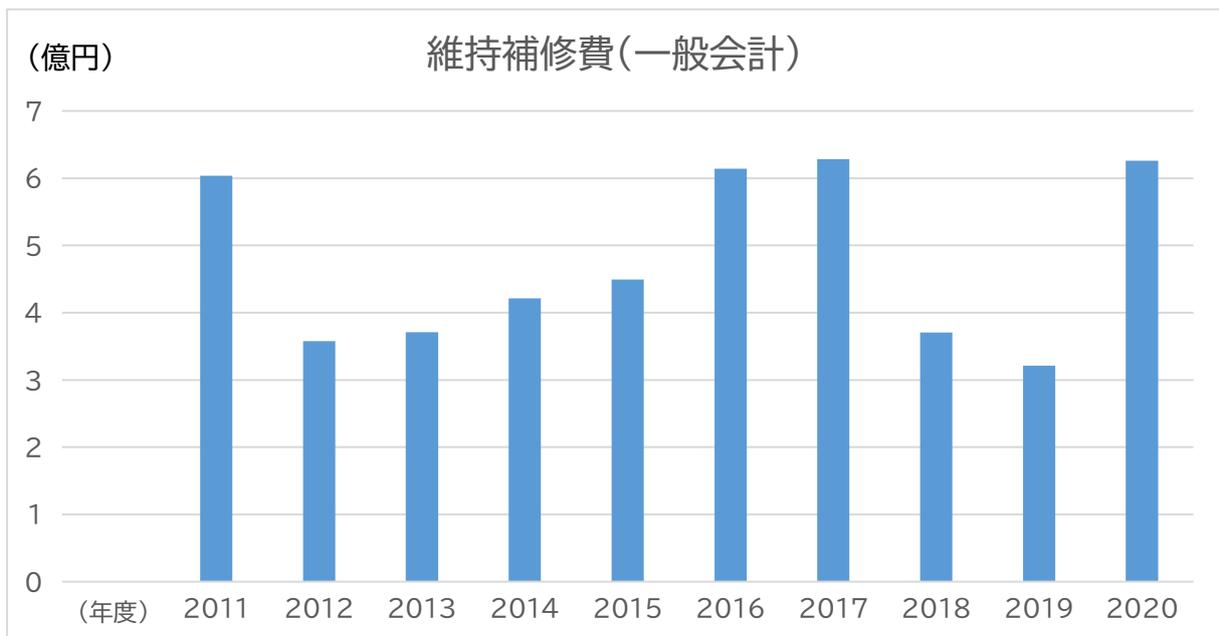


北広島町においては、毎年度、有形固定資産の老朽化が確実に進んでいることが分かります。また、全国の類似団体の平均(2019年度)は60.74%で、北広島町はその平均値を上回っており、前述のとおり今後の補修などの必要性があると予想されます。

この様に、有形固定資産減価償却率を含めた公会計情報が公共施設等老朽化対策を進める際の一助となる局面が増えていくことが期待されています。

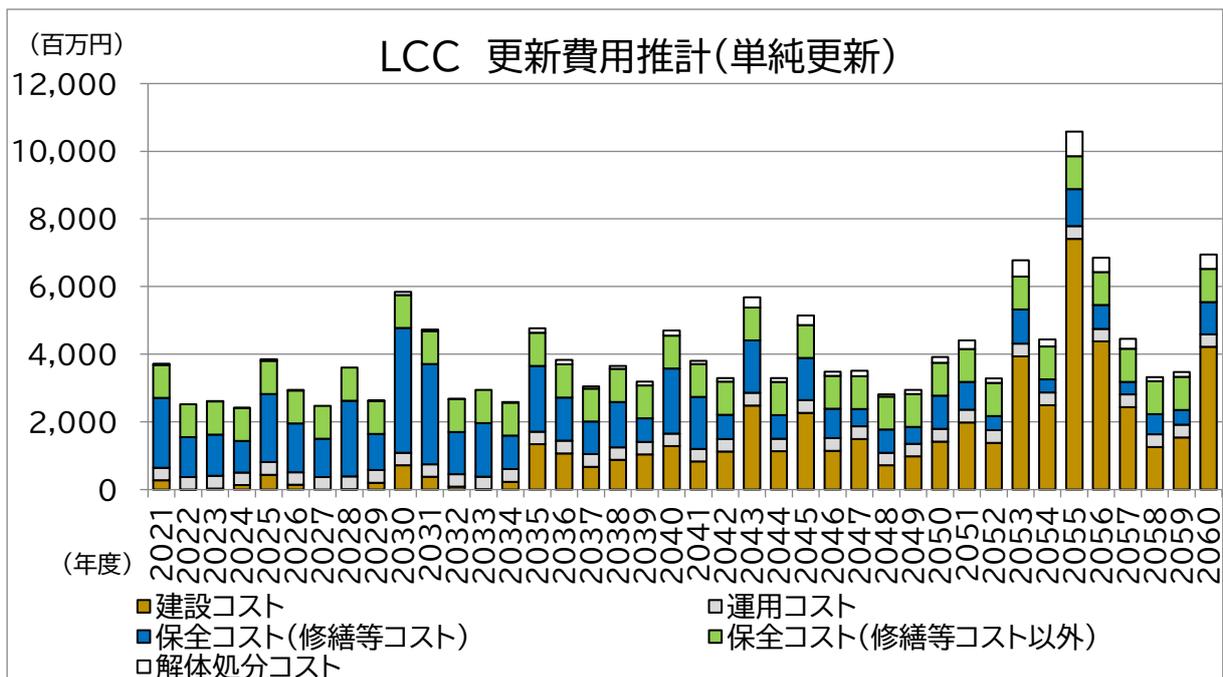
第3章 維持管理・更新等に係る経費

1. 現在要している維持管理経費



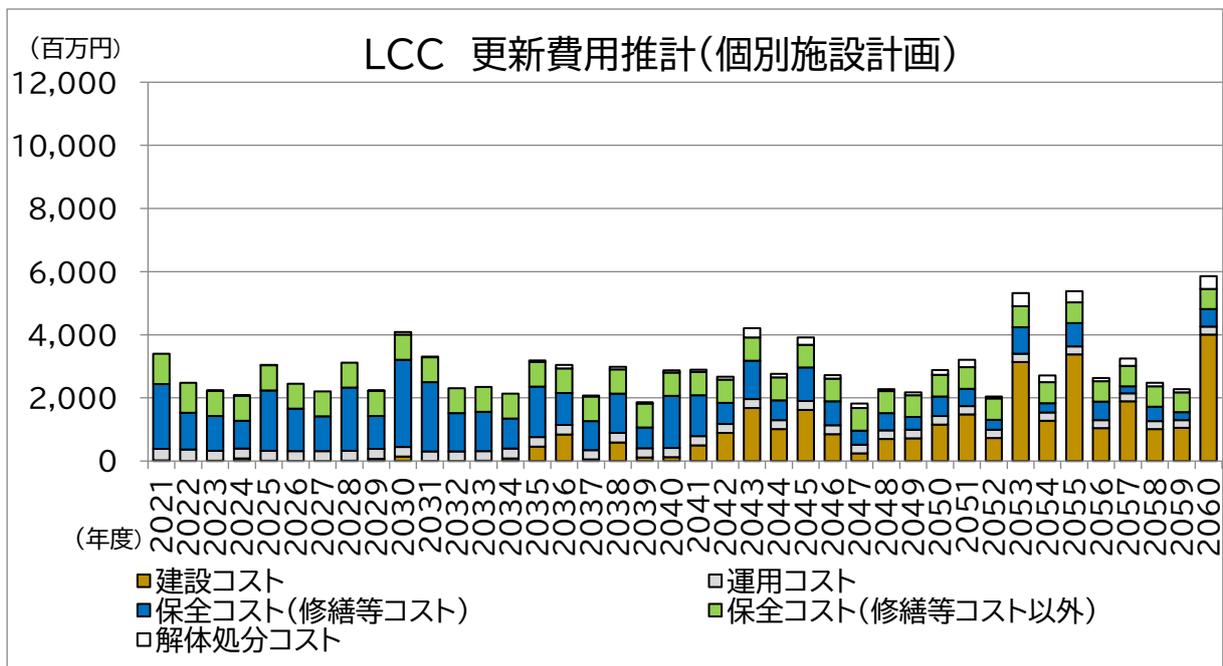
実際に施設の維持補修にかけている経費は3～6億円です。第2章3.(1)イに記載のとおり、システムから算出されたLCCによると公共施設の維持補修費は毎年40億円が必要とされていますので、今後は大きく不足する見込みです。

2. 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み



単純更新を行った場合、今後40年で必要になる経費の総額は、1,612億円です。

3. 個別施設計画に沿った施設運用を行った場合の見込み



個別施設計画に沿った施設運用を行った場合、今後40年で必要になる経費の総額は、1,169億円です。

4. 対策の効果額

単純更新を行った場合の1,612億円に比べ、個別施設計画に沿った施設運用を行った場合は1,169億円となり、443億円(27.4%)の経費削減になります。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 点検・診断の方針

施設ごとに「施設管理者」、「施設管理担当者」を定め、管理体制を明確にした上で、簡易な施設点検マニュアルを作成し、定期点検を徹底した上で、簡易診断の結果、必要に応じて専門家による臨場診断を実施するなど、限られた財源・人材でできることを行っていきます。また、点検履歴や診断履歴・修繕履歴等を一元的に管理・共有するシステムを構築し、施設の状態の正確な把握に努めていくほか、メンテナンスに活用していきます。

2. 維持管理・更新等の実施方針

耐震化未実施のものや老朽化の著しいものは機能を近隣の施設へ移転させ、集約化、複合化や多機能化を図ることにより、総延べ床面積を削減していきます。

公共施設の建築(改築・改修を含む)を計画する場合は、既存施設への併設や統廃合、複合化、多機能化を基本とし、維持管理が容易な構造を採用するなど、施設運営時の維持管理費の縮減を図ります。

施設更新については、既存の施設を「賢く使う」ことを前提に、代替施設を検討した上で、更新を計画していきます。計画立案に際しては品質、機能、立地に基づく評価を実施し、全庁的な視点で必要規模を精査したうえで更新を行っていきます。

また、社会情勢の変化に伴う必要性について、まちづくりの視点で検討し、災害対策や町民のニーズを考慮した公共施設の再配置を行います。

上下水道は受益者負担を原則とするインフラ資産です。公営企業として将来にわたり事業経営を維持するため、アセットマネジメントに取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新や予防保全により経費の縮減及び平準化を進めていくとともに、受益者負担の適正化についても検討を行います。また、世代間負担の公平性確保の観点からも、公営企業会計の適用範囲の拡大などにより、現状把握に努めるとともに合理化を図っていきます。

3. 安全確保の実施方針

公共施設の効率的かつ適正な維持管理、保全を行うために、本計画に基づく分類別の個別施設計画を策定します。

この個別施設計画において、町が将来にわたり所有する施設については、計画的に長寿命化、機能強化、省エネルギー化などを進め、維持管理にかかる財政負担の平準化や軽減を図るとともに、社会環境や役割の変化に応じた、誰もが安心して利用できる公共施設づくりを目指します。

4. 耐震化の実施方針

「北広島町地域防災計画(震災対策編)」において、庁舎や病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる防災拠点とし

て利用する公共施設の耐震化に努めることとされています。

このことから、公共施設の耐震化は計画的に推進しますが、耐震補強工事には多額の費用を要すること、また、耐震化未実施の公共施設は築後 30 年以上を経過していることもあり、耐震化の投資効果が短期間となることから、耐震性のある既存施設への機能移転や改築による耐震化を推進し、今ある耐震化未実施の公共施設に対する耐震補強工事は、利用状況や使用可能年数及び費用対効果を検討し、慎重に進めていきます。

なお学校施設については全ての耐震化を令和2年度までに完了しています。

5. 長寿命化の実施方針

これまで公共施設の保全は、破損・故障が生じた場合の対症的な「事後保全」が大半でした。しかし、適切な維持管理の時期を先延ばしすることで、劣化が進行し施設本来の寿命を短縮する結果となる場合もあります。そこで、今後は破損、故障が発生する前に計画的に維持を行う「予防保全」に転換し、施設の延命化、保全費用の削減により予算の平準化を図っていきます。

また、「1. 点検・診断の方針」に記載したとおり、システム化を目指します。

道路及び橋りょう等のインフラ資産は、国土保全として国道等との整合性を図り、一体的に計画する必要があります。橋りょうについては当分の間、「北広島町橋梁長寿命化修繕計画」を個別施設計画として、対象資産はこの計画に基づき安全の確保を前提とした効率的・計画的な予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。また、国の政策として、補助対象の拡充が図られることも想定できますので、国土交通省などの情報を注視していきます。

6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、不特定多数の人が利用する施設については、更新時にユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設の整備を進めます。

7. 脱炭素化の推進方針

北広島町では、地球温暖化防止の取組として、2050年の温室効果ガス実質排出ゼロ（カーボンニュートラル）の実現を目指して、令和4年8月12日にゼロカーボンタウンを宣言しました。

ア エネルギー消費量の多い空調設備や照明設備等について、計画的に改善するなど省エネルギー化を推進します。

イ 維持管理費が高い施設は、原因を分析し、省エネ及び経費の削減を図ります。

ウ ESCO 事業の活用を検討するなど省エネ及び経費の削減を図ります。

エ 新しく公共施設の建設を要する場合には、ゼブ(Net Zero Energy Building = 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと)であることを目指します。

8. 統合や廃止の推進方針

「2.維持管理・更新等の実施方針」に記載したとおり、既存施設への併設や統廃合、複合化、多機能化を検討します。

利用者が特定の地区住民や特定団体などに固定している公共施設については、関係団体等への譲渡等を検討します。民間事業者によるサービス提供が定着しており、民間事業者による施設の所有がより効果的な活用が見込まれる公共施設については、当該事業者への譲渡も含めた、あり方を検討します。

利用率の低い公共施設は用途変更や、余剰スペースへ他の公共施設から機能移転を行うなどしたうえで不要となる公共施設を除却又は売却、貸付などを検討します。

民間活力の活用として、PPP/PFI など国が勧める施策については、本町における有効性を検討の上、機能の維持・向上や、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に繋がるものであれば活用を図ります。

9. 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

情報共有と施設の品質を評価するため、所管課が個別に管理していた施設の基本情報、劣化度など施設の品質状況などについて、一元的に管理する保全情報システムを構築します。合わせて利用状況やコストなどから分析を行い、ライフサイクルコストのシミュレーションを行うなど、施設の適正化や維持保全策の検討に活用していきます。

まちづくりの視点から、本町の公共施設の再配置を検討する、全庁横断的な組織である北広島町ファシリティマネジメント(FM)連絡会議を設置し、品質評価、機能評価、立地評価を行います。また、分析・評価結果を、本計画の見直しなどに活用していきます。

本計画を全庁的に実施していくためには、職員一人ひとりが現状や課題、本計画の主旨を正しく理解することや、公共施設を経営資産として認識し、計画的な予防保全へ意識を高めていくことが必要です。そのために、公共施設のあり方やコスト意識の向上を目的とする研修を行っていきます。

また、公共施設の定期点検方法や保全情報システムの操作方法についても説明会を開催します。

PDCA サイクル

(公共施設マネジメントシステムによる一元管理)



計画(Plan) 公共施設等総合管理計画(本計画)
個別施設計画、長寿命化計画など

実施(Do) 公共施設等マネジメントの実施
「施設量」「施設の質」「サービス」「コスト」

分析・評価(Check) 調査実施、調査の分析・評価

反映(Action) 調査結果の共有(ホームページ等)
計画の見直し、新しい意見の導入

本計画を着実に推進し、公共施設の総延べ床面積の30%削減を達成するためには、公共施設等の状況を正確に把握するとともに、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったPDCAサイクルが機能することが必要です。5年毎の見直し時期において、達成度等の評価を行い、その結果を踏まえて本計画の見直しと充実を図ります。議会への報告やホームページでの公表などにより、幅広い意見の収集にも努めます。

第5章 計画の推進にむけて

1. 数値目標

財政計画における投資的経費の見直しを行うとともに、2040年度(令和22年度)までに公共施設の総延べ床面積の30%を削減します。

2. 地方公会計(固定資産台帳)の活用

地方公会計制度は、「統一的な基準による地方公会計の整備推進について」(平成27年1月23日付け総財務第14号総務大臣通知)において、統一的な基準による財務書類等の作成及び活用が要請されたことに伴い、各自治体において作成・公表されているものです。

本町においては、平成24年度決算から統一的な基準による財務書類を作成するとともに、固定資産台帳の整理も毎年度行っています。現在、これらの資料はホームページで公表しています。

今後は固定資産台帳のデータを公共施設等マネジメントシステムへ一元化し、更新費用の推計などに活用していくことを検討します。

3. 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

将来の利用計画が定められていない未利用財産について、土地の所在、形状、立地条件、建物の建築年度、構造、規模などを考慮し、活用や処分を進めます。原則として、次の財産を優先して順次処理します。

- (1) 地域振興や周辺環境保全上、早期の利活用が必要な財産
- (2) 一定の規模、条件などが満たされ、民間での需要が期待される財産
- (3) 町の事業推進上、優先的に処理すべき財産
- (4) 町民などから払下げ、または貸付の申し出がある財産

活用の方法が見出せない財産については、北広島町公有財産等売却実施要綱に基づき、原則として一般競争入札で処分します。

4. 広域連携

公共施設の更新に当っては効率的な運営の観点から、サービス提供のための施設等を全て自らが整備、運営することを前提とせず、国、県の施設の相互利用や近隣市町との共同設置も検討します。

<参考資料>用語解説

【アルファベット】

○ESCO 事業(エスコ)

省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費等の削減分で賄う事業。

○LCC(エル・シー・シー)

Life cycle cost の略。建築物・構造物の設計から建築、運用、売却、解体などにかかる総合的な費用のこと

○PFI(ピー・エフ・アイ)

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。

○PPP(ピー・ピー・ピー)

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

○SDGs(エス・ディー・ジーズ)

貧困、紛争、気候変動、感染症。人類はこれまでになかったような数多くの課題に直面しています。このままでは、人類が安定してこの世界で暮らし続けることができなくなると心配されています。そんな危機感から、世界中のさまざまな立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2030年までに達成すべき具体的な目標を立てました。

【あ】

○アセットマネジメント

資産管理のことで、公共施設である建築物、道路・橋りょう、上下水道等を資産としてとらえ、その状態を将来にわたり把握、評価し、最も費用対効果の高い維持管理、処分を行うこと。

【い】

○維持管理

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

○インフラ資産

道路、トンネル、橋りょう等の土木構造物、上下水道施設

【か】

○改修

公共施設等を直す(劣化した建築物、部位、部材などの機能・性能を原状若しくはそれ以上に改善すること)。

○カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。

【こ】

○公共施設

いわゆるハコモノ施設を指し、学校や庁舎等の町が所有する建物。

○公共施設マネジメント

公共施設等を重要な経営資源として、住民の要望や人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老化度等を調査・分析し、最適な施設の保有量、維持管理の適切化、有効活用の実践等を実施し効率的な管理運営を推進していくこと。

○公共施設等

前述の公共施設にインフラ資産を含めた総称。

○更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取替、同程度の機能に再整備すること。

【し】

○修繕

公共施設等を直す(機能・性能を原状まで回復させる)こと。

○新耐震基準

建築基準法施行令の改正によって新しい耐震基準(いわゆる新耐震基準)が施行されたのは、1981年(昭和56年)6月1日のことで、この日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用されています。

【せ】

○ゼブ(ZEB)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

【ふ】

○ファシリティマネジメント(FM)

経営的かつ全庁的な視点から財政健全化、施設性能向上、コスト及び数量の適正化、公共サービスレベルの向上などのために行う全ての活動

【ほ】

○保全

施設を補修(機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させること)、修繕(機能・性能を原状まで回復させること)、改修(劣化した建築物、部位、部材などの機能・性能を原状若しくはそれ以上に改善すること)すること。

【ゆ】

○ユニバーサルデザイン

「だれもが」「ふつうに」使いやすいデザイン。

【ら】

○ライフサイクルコスト（LCC）

施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理費、運営、修繕、処分までの事業全体に
わたり必要な総費用。